

## 政治資金監査に関するQ &amp; Aの追加について

## 【登録政治資金監査人の守秘義務】

## (趣旨)

登録政治資金監査人は、国会議員関係政治団体の政治資金監査業務を行う際に、当該団体の収支や組織及び活動の実態について知り得る立場にあり、また、実際にこれらを知ることにもなる。そして、これらの事項の中には、政治資金規正法（以下「法」という。）の規定により公表される収支報告書及び政治資金監査報告書に記載されていない事項も含まれる。

法は、登録政治資金監査人に対して守秘義務を課す（法第19条の28）とともに、その違反に対して1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法第26条の7）と規定している。また、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約において、秘密保持義務が課されているのが通例であるし、そもそも専門家の職業倫理として、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことである。

政治資金監査を行った国会議員関係政治団体に関して、第三者から問合せがあった場合の対応について、以下の政治資金監査に関するQ & Aを追加し、登録政治資金監査人の守秘義務について一層の理解を求めることとしたい。

## ○政治資金規正法

## (秘密保持義務)

**第十九条の二十八** 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第二十六条の七** 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## II-12 登録政治資金監査人の守秘義務

Q	政治資金監査を行った国会議員関係政治団体について、国会議員関係政治団体の関係者以外の者から登録政治資金監査人に対して問合せがあった場合、どのように対応すべきか。
A	<p>登録政治資金監査人には、政治資金規正法において守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。政治資金監査の業務を通じて知り得た事実は、公知の事実を除いて、基本的に守秘義務の対象となり得ると考えられます。</p> <p>お尋ねの場合には、問合せの内容が公知の事実である場合や、開示することについて関係者の同意があるなど正当な理由がある場合でなければ、開示すべきではありません。</p>

### <参考：秘密の一般的な定義>

- ・ 「秘密」とは、一般に知られていない事実で、知られないことにつき利益があると客観的に認められるものをいう」（吉国一郎ら（2009）『法令用語辞典 [第9次改訂版]』）。
- ・ 最高裁の判例では、「非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう」と解されている（最高裁昭 52. 12. 19 判決）

### <参考：各士業の法律における守秘義務に関する規定>

	登録政治資金監査人	弁護士	公認会計士	税理士
根拠法	政治資金規正法	弁護士法	公認会計士法	税理士法
守秘義務	<p>（秘密保持義務） 第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、<u>正当な理由がなく</u>、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 略</p>	<p>（秘密保持の権利及び義務） 第二十三条 弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、<u>法律に別段の定めがある場合は、この限りでない</u>。</p>	<p>（秘密を守る義務） 第二十七条 公認会計士は、<u>正当な理由がなく</u>、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であっても、同様とする。</p>	<p>（秘密を守る義務） 第三十八条 税理士は、<u>正当な理由がなく</u>、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。</p>

<参考：各士業法の守秘義務に関する解釈及び解説> (下線は事務局において追加)

(1) 弁護士法

「職務上知り得た」というのは、弁護士としての職務を行う過程で知ることができたという意味であって、職務活動を離れて、たとえば、弁護士会の会務活動を行う過程で知った秘密を漏らしても、(弁護士法第) 23 条違反とはならない。

「秘密」とは、一般に知られていない非公知の事実をいうが、弁護士の職務範囲が広汎であることから、国家秘密、企業秘密、個人秘密すべてを含む。観的意味の秘密) と、一般人を基準としても秘匿しておきたいと考える性質を有する事項 (客観的意味の秘密) の双方を含むと解するのが相当である。また、文理ないし 23 条の重要性からみて、秘密は依頼者自身の秘密のほか、第三者の秘密も含まれると解すべきである。

正当な理由のある場合とは、弁護士自身が民事・刑事の係争当事者となったり、懲戒請求を受けた場合、すなわち自己防衛の必要性がある場合、依頼者の犯罪行為の意思が明確で、実行行為が差し迫っており、その結果も重大である場合などが考えられる。なお、民事訴訟法 (196 条)、刑事訴訟法 (149 条) の規定により証人としての証言拒絶ができる場合に、これをせず証言を行い秘密を漏らしたときは、正当な理由があるとはいえないから、23 条違反となるというべきである。

23 条ただし書は、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」と規定しているが、民事訴訟法 197 条 2 項 (黙秘の義務を免除された場合)、刑事訴訟法 105 条ただし書 (本人の承諾等がある場合の押収拒絶)、同法 149 条ただし書 (本人の承諾等がある場合の証言拒絶権) 等が別段の定めにあたる。

【高中正彦 (2006) 『弁護士法概説 [第 3 版]』三省堂】

弁護士職務基本規程 (以下「規程」と略称) 23 条の「正当な理由」について、解説弁護士職務基本規程 (『自由と正義』Vol. 56、2005 年臨時増刊号 以下「解説」と略称) は、①依頼者である被疑者 (含む被告人) 本人の承諾がある場合、②被疑者の犯罪行為の企図が明確で、その実行行為が押し迫っており、反抗の結果が極めて重大な場合で秘密の開示が不可欠の場合、③依頼事件に関連し、弁護士自身が民事、刑事等の係争の当事者となり、あるいは懲戒審理の場や紛議調停の場において自己の主張・立証のため必要不可欠場合としている (解説 36 頁)。

上記①は、秘密を侵害される立場にある本人が同意または承諾することにより秘密性が喪失され、本条の保護対象から外れる場合である。②は重大犯罪発生防止の公益的観点からの社会的正当防衛等に該当する場合である。③は弁護士本人の法益擁護の観点からの自己防衛に該当する場合である。いずれの事由も違法性が阻却される一般的な場面を例示したものと解される。

公知の事実及び本人が一般に公表した事実については、一般的に秘密性が失われ「秘密」とはいえない。ただし、①第三者がなんらかの方法で知って公表した事実、②報道された事実、③裁判記録中に含まれた事実については、さも真実であると認識され秘密性が失われたように一見思われる。しかし、①については、いまだ依頼者である被疑者本人からの確認が得られない場合、②については、不完全な取材に基づく憶測記事である場合、③については、反対尋問を経おらず確定した事実とは言えない場合があり得る上、被疑者本人が否定し反論する場合がある。したがって、被疑者本人の承諾がない以上「秘密」事項に該当し、弁護士が被疑者本人の承諾がないまま公表されている内容を裏付けし、あるいは追認する言動をすること (たとえば、無責任報道が事実であると述べること等) は、守秘義務に反し、かつ被疑者との信頼関係破壊に繋がり (弁護士職務基本規程 26 条等)、許されないと解される。

【弁護士倫理特別委員会副委員長 中島義則 (2008) 『弁護士倫理・ここが問題 第 6 回 刑事弁護人の守秘義務とマスコミ対応の問題点 (その 2)』 LIBRA Vol. 8 No. 6 2008/6】

## (2) 公認会計士法

### 公認会計士 倫理規則

(基本原則4 守秘義務の原則)

第6条 会員は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

2 会員は、業務上知り得た情報を利用しているのではないかという外観を呈することがないように留意しなければならない。

3 会員は、日常の社会生活においても第1項に定める義務（以下「守秘義務」という。）を負い、特に業務上の関係者又は家族若しくは近親者への意図や違反の自覚がないことによる情報漏洩には十分留意しなければならない。

4 会員は、潜在的な依頼人や雇用主から得た情報についても守秘義務を負う。

5 会員は、会員の監督下にある職員等及び会員の求めに応じて助言・支援を行う者に対しても守秘義務を遵守させる義務を負う。

6 守秘義務は、会員が会計事務所等を退所し、依頼人又は雇用主との関係が終了した後も解除されない。

7 会員は、その所属する組織内部において、適切に情報管理を行わなければならない。会員が所属する組織を変えた場合や、新規顧客を獲得した場合に、以前の経験を活かすことは否定されないが、業務上知り得た情報を利用したり漏洩したりしてはならない。

8 会員の守秘義務が解除される正当な理由があるときは、次のような場合である。

一 守秘義務の解除が法令等によって許容されており、かつ依頼人又は雇用主から了解が得られている場合

二 守秘義務の解除が法令等によって要求されている場合

イ 訴訟手続の過程で文書を作成し、又は証拠を提出するとき。

ロ 法令等に基づく、質問、調査又は検査に応じるとき。

ハ 法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。

三 守秘義務の解除が法令等によって禁止されておらず、かつ、職業上の義務又は権利がある場合

イ 訴訟手続において会員の職業上の利益を擁護するとき。

ロ 本会の品質管理レビューに応じるとき。

ハ 会則等の規定により本会からの質問又は調査に応じるとき。

ニ 監査人の交代に際し、監査業務の引継ぎを行う等、監査の基準及びこの規則等に基づくとき。

9 会員は、守秘義務が解除され、情報を開示することが必要かを判断するに当たり考慮すべき点には、次のものが挙げられる。

一 情報を開示するに当たり、依頼人又は雇用主から了解が得られている場合でも、第三者も含めた利害関係者の利益が不当に損なわれるおそれがないかどうか。

二 開示する情報が、会員の知る限りにおいて、明確であるかどうか。

三 情報を開示する相手が、伝達先として適切かどうか。

四 情報を開示する伝達方法が適切かどうか。

第二号の考慮に当たっては、不確かな事実、不完全な情報又は根拠のない結論を含むような場合には、どのような情報を開示するかについて、職業的専門家として判断しなければならない。

### 注解4（第6条）

業務上知り得た情報とは、会員が、会計事務所等、雇用主及び依頼人から知り得た情報並びに専門業務を行うことにより知り得たその他の会社等の情報をいう。

【公認会計士協会】

公認会計士は、監査証明業務においても非監査証明業務においても、業務を行う際に、財務や会計に関する情報はじめとする会社の経営に関する事項を知り得る立場にあり、実際にこれらを知ることにもなる。

それらの事項の中には、社外に周知することが予定されていないもの、結論や結果に至らない段階で取り扱われているもの等の秘密も含まれる。

正当な理由がある場合には、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしても、信用失墜行為に該当せず、したがって、懲戒処分にも刑事罰にも問われない。

次のような場合には、正当な理由があると解され、秘密を開示することは信用失墜行為にも該当しないと解されている。

① 開示する権限が与えられている場合

例えば、被監査会社から同意を得ており、その開示によって影響を受ける関係者の利益を損ねないと考えられる場合が、該当すると解される。

② 法律によって開示が求められている場合

例えば、訴訟手続の過程で文書を作成し又は証拠を提出する場合、国会に証人として喚問され証言する場合、発見した法律違反を適切な公的機関による質問や調査に応じることによって開示する場合が、該当すると解される。

③ 開示する職業上の義務又は権利がある場合

例えば、訴訟手続において職業専門家としての公認会計士全体の利益を擁護する場合、日本公認会計士協会の会則、倫理規則等に準拠する場合、日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」に応じる場合、懲戒の手続に付されて審問に応じる場合が、該当すると解される。

【羽藤秀雄（2004）『改正 公認会計士法－日本の公認会計士監査制度』同文館出版】

### (3) 税理士法

税理士法基本通達

第 38 条《秘密を守る義務》関係

(正当な理由)

38-1 法第 38 条に規定する「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいうものとする。

(税理士業務に関し知り得た秘密)

38-2 法第 38 条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとする。

(窃用)

38-3 法第 38 条に規定する「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいうものとする。  
(使用者である税理士等が所属税理士から知り得た事項)

38-4 規則第 1 条の 2 第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定により使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士が所属税理士から知り得た事項は、法 38 条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」に含まれることに留意する。

【国税庁長官通達】

＜参考：「正当な理由」の一つだと考えられる「法令等により開示する義務等がある場合」の例＞

○刑事訴訟法：刑事裁判において証言義務等がある場合

第四百三十三条 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。(※1)

第四百四十九条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者（※2）は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

※1 証人は、証言義務を負う。証人として尋問を受ける義務と証言の義務については、刑訴法が定める場合以外に例外は認められない（143条）。

※2 証言拒絶権は国民の証言義務に対する例外であるから、本条の業務者の規定は限定列举であつて、類推適用は許されないとするのが判例（最〔大〕判昭27.8.6集6巻8号974頁）・通説である（公認会計士及び税理士については、弁理士に準じて、本条の適用が問題になるとの見解もあるが少数説である）。

【河上和雄ら（2010）『大コメンタール 刑事訴訟法第3巻〔第2版〕』青林書院】

第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2 裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第二百五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

○民事訴訟法：民事裁判において証言義務等がある場合

（証人義務）

第九十条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

（※3）

第九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 （略）

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁護士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者（※4）が職務上知り得た事実で黙秘すべきもの（※5）について尋問を受ける場合

### 三 (略)

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

※3 証人義務は、訴訟上裁判所がその者を証人として尋問することを決定することによって現実化されるが、その内容は①出頭義務、②証言（供述）義務、③宣誓義務である。

※4 「2号の証言拒絶権の主体は限定列举であるが、2号には明示されていないがその他各個の法令上個人の秘密を保護する趣旨から守秘義務（黙秘義務）が課せられている者も、利害状況は同様であるから、2号を類推して、当該事項につき証言拒絶権を有すると解すべきである」とされ、「たとえば、公認会計士」についても、2号が類推適用されると解されている。

※5 黙秘すべきものとは、「一般に知られていないいわゆる秘密事項であって、それを隠すことにその他人が一定の利益を有し（主観的利益の存在）、逆にそれを公表すれば、その社会的・経済的信用が失墜し、社会的・経済的損失を被るもの（客観的利益の存在）でなければならない（最決平16.11.26）」と解されている。したがって、本条をもって全面的に証言を拒絶できる権利ではなく、原則的には民事訴訟法に基づいて証言をする義務が課せられている。

【兼子一ら（2011）『条解 民事訴訟法 [第2版]』弘文堂】

#### (文書提出義務)

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ・ロ (略)

ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ・ホ (略)

### <参考：政治資金監査契約における秘密保持義務について>

#### IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

##### 3. 政治資金監査契約の締結

5. 政治資金監査を受けるに当たっては、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。

##### 4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項

8. 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、

政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

(1) 一般的事項 (略)

(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任 (略)

(3) 秘密保持義務

17. 登録政治資金監査人は、法の規定により、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。使用人その他の従業者又はこれらの者であった者についても同様であること。

【政治資金監査マニュアル (平成 25 年 6 月改訂版)】